

## 議案第 5 号

### 取手市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について

取手市文化財保護審議会条例（昭和 5 3 年条例第 1 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

#### 提案理由

文化財保護法が改正され、地方文化財保護審議会の委員の要件が定められたことを踏まえ、市文化財保護審議会委員の委嘱・任命の規定を整備するとともに、あわせて同法の規定に基づき設置の根拠その他関連する条文を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

取手市文化財保護審議会条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項の規定に基づき</u>、取手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に取手市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する<u>重要事項</u>について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>(委嘱等)</p> <p>第4条 委員及び専門委員は、<u>文化財に関して優れた識見を有する者のうちから</u>教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 専門委員は、当該<u>専門</u>の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき</u>、取手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に取手市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する<u>諸事項</u>について調査審議し、並びにこれらの事項に関して<u>調査研究を行い</u>教育委員会に建議する。</p> <p>(委嘱等)</p> <p>第4条 委員及び専門委員は、<u>学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから</u>教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 専門委員は、当該<u>特別</u>の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。</p> <p>3 (略)</p>

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。